

続・容器包装リサイクル法について

担当者 石神裕司 堀池涼平

今回は前回の発表で先生のほうから指摘のありました点についてお答えしていきます。

- 1．現在法として“目標再商品化率”はあるのか。
- 2．サーマルリサイクルについて。
- 3．容器包装リサイクル法は自治体に対して強制力がないが、それで機能しているといえるのか。
- 4．再商品化義務量の決定方法について。
- 5．廃棄物処理費用に占める収集運搬費用について。

1．通産省 環境立地局・リサイクル推進かの方にお聞きしました。容リ法にはないです。通産省でガイドラインを作成していて、そこに目標再商品化率がのっています。
(<http://www.miti.go.jp/past/c60306a3.html>) 法律にはないということなので、ここにおける目標再商品化率を達成できなくても、罰則などはないです。ただ、自主目標としての義務は発生する、とおっしゃてました。

2．サーマルリサイクルが禁止されているかということについて、先週の発表では原則は駄目で、今は検討中、といいましたが、通産省の方に聞いたところ、確かにそうらしいです。さて、容リ法の2条8項その1につぎのような条文があります。

一．自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る）の原材料として利用すること。

通産省の方によれば、サーマル禁止では、リサイクル商品の品質劣化の問題もあって、やっていけないのだが、実際にやってよい、となったときは、法を変える必要はなく、条文に書かれているように“政令”を出してやりさえすれば良い、らしいです。

3．これについても、通産省 環境立地局・リサイクル推進課の方に聞きました。

容リ法は、自治体が絡んでくる法律ということで、形式的にまず、地方分権という考え方が必要らしいです。先週の発表でも言いましたが、一般廃棄物の処理は廃棄物処理法で市町村の責任であるとされているため、地方分権という概念から廃棄物処理法を尊重しようということです。さらに市町村の廃棄物処理の実態を考慮したほうが、合理的なリサイクルシステムができる、という理由からも自治体に対して強制力はないほうが良いのです。例えば、山村や僻地の市町村ではそれほど容器包装廃棄物が出るわけではないので、あえてこのシステムに乗らなくても、たとえば、家の裏に埋め立てるだけでも良いという場合もあるのです。

機能していないという問題に関して、この法の理念として、自治体や事業者には法の主旨を

理解して欲しいことが上げられるらしいです。つまり自治体や企業はある程度社会的な存在なわけだから、例えば、世田谷区のような容器包装廃棄物を沢山出す区が、この法を全く無視して処理方法を決定すれば、それは法律違反になるわけですから、そういう意味において、機能するかどうかというのはまず第一の問題ではないと、おっしゃってました。

4．これが一番理解に苦しむと思いますが頑張ってください。まず、通産省のパンフレットを用意してください。レジュメの P 2 の再商品化委託料金の計算式にある再商品化義務量の決定方法を解説します。パンフレットの P10、P11 を見てください。P11 にある自主算定方式に用いる算定係数についてですが、この係数が低くなれば再商品化義務量が少なくなるのはわかると思います。そこでこの係数の決定の方法なのですが P10 をみてください。そこにある再商品化義務総量（図の上から 2 つめの四角です）というのがポイントです。これが大きくなれば、事業者の負担が大きくなり、小さくなれば負担は軽くなります。再商品化義務総量は再商品化見込み量と分別収集見込み量の小さいほうによって決められます。当然の事ながら前者のほうが小さくなるのですが、この見込みというのは国（産業構造審議会容器包装小委員会）が全国の再商品化施設の規模や能力を調査して決定するものです。ここで、なぜ小さいほうを選択するのかというと、小さいほうでないと収集されたにもかかわらず再商品化できない、なのに企業にその分（つまり再商品化されずごみとなってしまう分）のコストを負担させてしまうという状況が発生します。そのため通産省は小さいほうを選択するように決定しました。しかし、先週の発表にもあったようにこの決定方法では事業者の排出量に何の関係もないため発生抑制のインセンティブがないという問題点があります。

5．先週の発表では収集運搬費用が廃棄物処理費用の 70%（細田教授の論文より）で、その廃棄物処理費用に再商品化費用（つまりリサイクル費用）も含めるといいましたが、細田教授に確認したところ、廃棄物処理費用には再商品化費用は含まず、収集、運搬、粉碎（中間処理）、最終処分（埋め立て、焼却）の費用のみでした。先週の発表は違っていたので訂正します。すみませんでした。

この説明でわからない人は電話なり、メールで質問してください。お答えします。